

病児保育事業

指導検査基準(平成30年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

[凡例]以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 通 知	略 称
1	八王子市児童福祉法施行細則(平成27年3月31日規則第40号)	施行細則
2	病児保育事業実施要綱	実施要綱
3	病児保育事業事務取扱要領	事務取扱要領

目 次

1 目的	1
2 事業内容	1
3 設置の届け出	1
4 施設要件	1
5 職員配置	3
6 研修	4
7 保育業務	4
8 保育の一時停止	4
9 感染防止の措置	4
10 帳簿類	5
11 費用負担	5

病児保育事業

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>1 目的</p> <p>2 事業内容</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に定める病児保育事業(以下、「事業」という。)の実施にあたり、八王子市児童福祉法施行細則(平成27年八王子市規則第40号)、その他法令の定めるもののほか、必要な事項を定め、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>この事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>病児・病後児対応型</p> <p>(1) 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>(2) 病後児対応型 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>※「回復期」とは、次のいずれかに該当する状態をいう。</p> <p>① 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等児童が日常患する疾病においては、急性期を経過した以降</p> <p>② 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する麻疹、水痘、風疹等の感染症においては、他の児童に感染のおそれのある感染期を経過した以降</p> <p>③ ぜんそく等の慢性疾患においては、発作が収まった以降</p> <p>④ やけど、骨折等の外傷性疾患においては、症状が固定した以降</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、医師が病気の回復期にあると判断した状態</p>	<p>1 事業内容は適切か。</p>	<p>実施要綱第1条</p> <p>1 実施要綱第2条 事務取扱要領第9条</p>	<p>1 事業内容が適切でない。</p>	<p>C</p>
<p>3 設置の届け出</p>	<p>(1) 事業を実施する事業者(以下、「事業者」という。)は、病児保育事業設置届により、八王子市長(以下、「市長」という。)に届け出て、事業を実施することができる。</p> <p>(2) 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、病児保育事業内容変更届により、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>1 設置届を提出しているか。</p> <p>2 変更が生じた場合、一月以内に変更届を提出しているか。</p>	<p>1 実施要綱第4条 施行細則第15条</p> <p>2 実施要綱第4条2 施行細則第15条</p>	<p>1 設置届を提出していない。</p> <p>2 変更の日から一月以内に変更届を提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>4 施設要件</p>	<p>この事業の実施主体は児童に対して適切な処置を確保できる者とし、事業者は、次に掲げる施設要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 保育室を有すること。その面積は児童1人あたり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を最低基準とする。ただし、日利用する児童の年齢構成が異なることから、全ての児童が年齢及び症状に応じて快適に過ごせる空間を確保できるよう留意すること。</p> <p>(2) 児童の観察又は静養のための部屋として、観察室又は安静室を有すること。その面積は3.3㎡を下回らないこと。ただし、事務取扱要領第7条第6号に規定する隔離の機能を有した部屋を設置する場合は、当該隔離機能を有した部屋をもって充てることができる。</p>	<p>1 児童1人あたりの基準面積を満たしているか。</p> <p>1 1室あたりの最低基準を満たしているか。</p> <p>2 観察室又は安静室、若しくは隔離機能を有した部屋があるか。</p> <p>2 観察室又は安静室について、基準面積を満たしているか。</p>	<p>実施要綱第3条 事務取扱要領第2条</p> <p>1 事務取扱要領第2条(1)</p> <p>2 事務取扱要領第2条(2)</p>	<p>1 児童1人あたりの基準面積が不足している。</p> <p>1 1室あたりの最低基準を満たしていない。</p> <p>2 観察室又は安静室、若しくは隔離機能を有した部屋がない。</p> <p>2 観察室又は安静室について、基準面積が不足している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	(3) 調乳及び簡単な調理を行うことが可能な調理室を有すること。独立した調理室の設置が困難な場合は、調理スペースを確保し、保育室との境界に柵を設けるなど安全性に十分配慮すること。なお、本体施設が調理室を有する場合は、兼用としても差支えない。	3 調理室等があるか。 3 保育室と区画されているか。	3 事務取扱要領第2条(3)	3 調理室又は調理スペースがない。 3 保育室と区画されていない。	C C
	(4) 便所を設置すること。便所には手洗い設備が設けられているとともに、実施施設の他の部分を区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。	4 便所及び手洗い設備があるか。 4 便所が施設の他の部分と区画されているか。 4 児童が安全に使用できるか。	4 事務取扱要領第2条(4)	4 便所及び手洗い設備がない。 4 施設の他の部分と区画されていない。 4 児童専用の便所がない。	C C C
	(5) 便所以外の部分に児童用手洗い設備を設けること。	5 便所以外に児童用手洗い設備を設けているか。	5 事務取扱要領第2条(5)	5 便所以外に児童用手洗い設備を設けていない。	C
	(6) 保育室の採光を確保すること。建築基準法(昭和25年法律第201号。以下、「建築基準法」という。)第28条第1項及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条の規定に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積のおおむね5分の1以上であることが望ましい。	6 保育室の採光について、適正に確保されているか。	6 事務取扱要領第2条(6)	6 窓等採光に有効な開口部がない。 6 保育室の採光が不十分である。	C B
	(7) 保育室内の換気を確保すること。建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気有効な開口部の面積が床面積のおおむね20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があること。	7 保育室内の換気について、適正に確保されているか。	7 事務取扱要領第2条(7)	7 窓等換気有効な開口部がない。 7 保育室内の換気が不十分である。	C B
	(8) 保育所等の併設型施設においては、感染防止のために出入口、便所、児童用手洗い設備の全てが保育所等の設備とは別に設けられていること。	8 保育所等の併設型施設について、出入口等の設置は適正か。	8 事務取扱要領第2条(8)	8 出入口等の設備を別に分けていない。	C
	(9) 実施施設は特別な理由がない場合は、1階に設けることが望ましい。ただし、やむを得ず2階以上に実施施設を設ける場合は、防災上の必要な措置を採る必要がある。	9 2階以上に実施施設を設ける場合、防災上の必要な措置を採っているか	9 事務取扱要領第2条(9)	9 2階以上に実施施設を設ける場合、防災上の必要な措置を採っていない。	C
	(10) ア 実施施設を2階に設ける場合は、次の要件を満たすこと。 (ア) 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	10 転落防止設備が設けられているか。	10 事務取扱要領第2条(10)	10 転落防止設備が設けられていない。 10 転落防止設備が不備である。	C B
	(イ) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。	10 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。		10 耐火建築物又は準耐火建築物でない。	C
	(ウ) 実施施設が設けられている階に応じ、次の表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	10 必要な施設又は設備が設けられているか。		10 必要な施設又は設備が設けられていない。	C

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分														
5 職員配置	<p>イ 実施施設を3階以上に設ける場合は次の要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>(イ) 実施施設が設けられている階に応じ、次の表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="401 365 998 657"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施 設 又 は 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (イ)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離がいずれも30メートル以内となるように設けられていること。</p> <p>事業者は、次に掲げる職員を配置しなければならない。</p> <p>【病児・病後児対応型】 看護師、准看護師、保健師及び助産師(以下、「看護師等」という。)を預かる児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、預かる児童おおむね3人につき1人以上の保育士を配置すること。</p> <p>(1) 保育士及び看護師等については原則常駐とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。</p> <p>ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行なうこと。</p> <p>イ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接であること。</p> <p>ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員の体制が確保されていること。</p> <p>エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。</p>	階	区分	施 設 又 は 設 備	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段	避難用	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段	<p>11 耐火建築物であるか。</p> <p>11 必要な施設又は設備が設けられているか。</p> <p>11 (イ)に掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられているか。</p> <p>11 (イ)に掲げる施設及び設備が、保育室等の各部分からの歩行距離30メートル以内に設けられているか。</p> <p>1 看護師等、保育士の配置は適正か。</p> <p>2 看護師等の常駐を要件としない場合、アからエの要件が満たされているか。</p>	<p>11 事務取扱要領第2条(10)</p> <p>1 事務取扱要領第3条</p> <p>2 事務取扱要領第3条</p>	<p>11 耐火建築物でない。</p> <p>11 施設又は設備が設けられているか。</p> <p>11 避難上有効な位置に設けられていない。</p> <p>11 保育室等の各部分からの歩行距離30メートル以内に設けられていない。</p> <p>1 預かる児童に対して、看護師等が不足している。</p> <p>1 預かる児童に対して、保育士が不足している。</p> <p>2 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
階	区分	施 設 又 は 設 備																	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段																	
		2 屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																	
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段																	
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段																	

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 研修	(2) 利用児童がいない場合については、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。 病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。	3 保育士及び看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されているか。	3 事務取扱要領第3条	3 保育士及び看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていない。	C
7 保育業務	事業者は、児童の受入れにあたり、次に掲げる事項を遵守する。 (1) 対象児童の保護者(以下「保護者」という。)から預かる児童の人数は定員をもって限度とする。 (2) 保育については、「保育所保育指針」を参考とした処遇内容とし、児童の病状に合わせて行う。 (3) 体温管理等その他健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫する。 (4) 事業者は、病児・病後児保育中の児童の事故等に備えるため、1事故5億円、1人5千万円以上の賠償保険に加入する。 (5) 事業者は、万一不慮の事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、事故報告様式を市に提出する。 (6) 事業者は、事故の発生防止等のため、職員に対して病気回復期のケア、緊急時の対処方法等必要な研修を受講させる。	1 研修を受講し、資質の向上に努めているか。	1 事務取扱要領第4条	1 研修を受講していない。 1 研修内容が不十分である。	C B
8 保育の一時停止	事業者は、院内感染等の事由が発生し、施設において安全に事業を行うことが困難になった場合、状況が改善されるまでの間保育を中止すること。	1 預かる児童の人数は適正か。 2 「保育所保育指針」を参考とした処遇内容としているか。 3 児童の病状に応じた処遇内容を工夫しているか。 4 賠償保険に加入しているか。 5 事故が発生した場合、市に報告しているか。 6 職員に対し研修を受講させているか。	1 事務取扱要領第6条 2 事務取扱要領第6条 3 事務取扱要領第6条 4 事務取扱要領第6条 5 事務取扱要領第6条 6 事務取扱要領第6条	1 預かる児童の人数が適正でない。 2 「保育所保育指針」を参考とした処遇内容としていない。 3 児童の病状に応じた処遇内容を工夫していない。 4 賠償保険に加入していない。 5 事故が発生した場合、市に報告していない。 6 研修を受講していない。 6 研修の受講が不十分である。	C C C C C B
9 感染防止の措置	事業者は、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 施設の室内を清潔に保ち、換気に配慮すること。 (2) 職員及び児童の手洗い及び消毒を励行すること。 (3) 保育所において事業を実施するときは、出入口、トイレ及び手洗場は、通常の保育における保育室と区別すること。 (4) 対象児童の予防接種歴、感染症等の既往歴を事前に把握すること。 (5) 対象児童に対する予防接種の勧奨を行うこと。 (6) 病児対応型施設は、感染症り患児童受入れのための隔離の機能を有した部屋を設けること。その面積は3.3㎡を下回らないとし、感染予防に十分配慮して運用する。	1 安全に事業を行うことが困難になった場合、保育を中止しているか。	1 事務取扱要領第8条	1 状況が改善されるまでの間保育を中止していない。	C
		1 感染防止について適切な措置をとっているか。	1 事務取扱要領第7条	1 適切な措置をとっていない。 1 措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
10 帳簿類	事業者は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。 (1) 児童の健康状態を記録したもの (2) 病児保育事業に従事する者の氏名等を記載した履歴書及び資格証明の写し(保育士の資格がない者を採用したときは、採用根拠を記載した書類) (3) 病児保育事業の内容を記録したもの (4) 病児保育事業の収支の状況を明らかにしたもの	1 必要な帳簿を備えているか。	1 事務取扱要領第4条	1 必要な帳簿を備えていない。 1 帳簿が一部未整備である。 1 帳簿の内容が不十分である。	C B B
11 費用負担	(1) 事業者は、保護者から次の費用の支払いを受けなければならない。 ア 事業について負担すべき額:1人2,500円/1日(基準時間) イ 協議のうえ定めた飲食費 ウ 基準時間を超過して利用する場合、事業者の定める延長保育料 エ アからウまでに挙げるもののほか、保護者に負担させることが適当と認められるもの (2) (1)の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付すること。	1 利用者が負担する費用の支払いを受けているか。 2 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しているか。	1 実施要綱第11条 2 事務取扱要領第4条	1 保護者が負担する費用の支払いを受けていない。 1 費用の受領が不十分である。 2 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付していない。 2 領収証の交付が不十分である。 2 領収証の内容が不十分である。	C B C B B